



《会計・税務の知識》 国境を越えた役務提供に対する消費税課税の動向

はじめに

近年、インターネットを通じたデジタルコンテンツの提供やクラウドサービス等の国境を越えた役務提供の増加により、役務提供を行う事業者が国内か国外かにより消費税の税負担に差異が生じ国内外の事業者間の競争条件に歪みが生じています。この問題に対し、平成 26 年 6 月 26 日に税制調査会（第 5 回国際課税 DG）の会合において、「国境を越えた役務提供の消費税」に関する制度案が議論されたのでご紹介します。

1. 内外判定の見直し

現行の消費税法では、国境を越えて行う役務提供のうち、役務提供が行われた場所が不明の場合には、役務提供を行う事務所等の所在地で判定することとなるため、国内事業者であれば課税、国外事業者であれば不課税となります。そこで、その見直し案として検討されているのが下記の表となります。

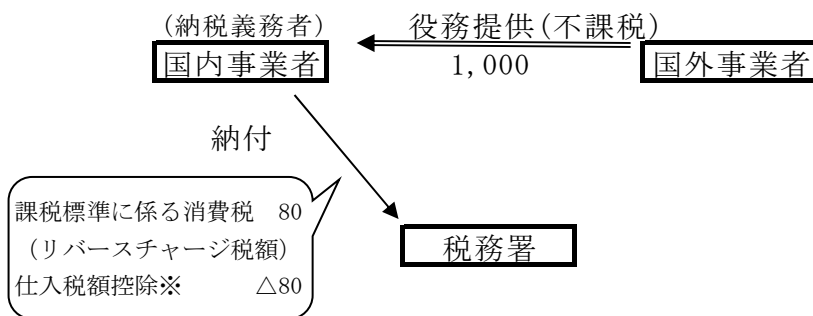
役務の提供の種類	内外判定の基準	
	現行制度	見直し案
役務の提供が行われた場所が明らかなもの (消費税法4条3項2号)	役務の提供が行われた場所	同左
役務の提供が行われた場所が明らかでないもの (消費税法施行令6条2項各号)		
①一定の役務提供（国際運輸等）	発地又は着地等	同左
②上記以外	役務の提供をする者の事務所等の所在地	役務の提供を受ける者の住所・居所又は本店・主たる事務所等の所在地

出所：財務省 税制調査会 第3回国際課税ディスカッショングループ

2. 課税方式の検討

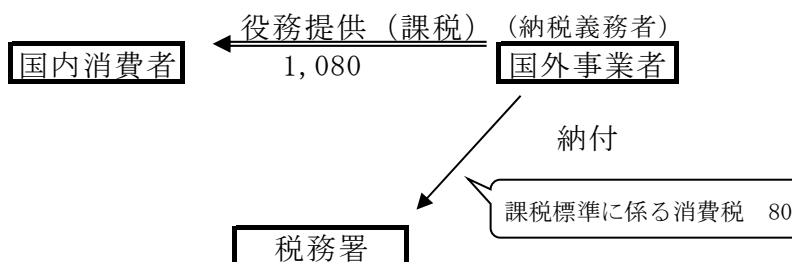
内外判定の見直しにより、国外事業者が行う役務提供のうち消費税の課税対象となるものが発生することとなり、新たに課税対象となる取引に関して、(1) 事業者向け取引 (2) 消費者向け取引の区分に応じて課税方法が検討されています。

(1) 事業者向け取引に係る課税方式（リバースチャージ方式）



※課税売上割合の低い国内事業者においては、リバースチャージ取引に係る仕入税額が全額控除できない場合もあり、追加的な消費税の負担が増す可能性があります。

(2) 消費者向け取引に係る課税方式（国外事業者申告納税方式）



おわりに 制度改正案として議論はされつつも、リバースチャージの対象となる取引か否か、国外事業者の申告手続きなど検討が必要な事項があり、今後も注視していきたいと思えます。(担当：稲浦)